

AMT CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

現地法人の清算と労働関係の対応 北京オフィス顧問 安然/弁護士 横井 傑

II 中国法令アップデート

- 工業情報化部によるオンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商務)の外資持分比率制限開放に関する通告
- 国家発展改革委員会による「価格詐欺行為禁止規定」の関連条項の解釈に関する通知

III 台湾法令アップデート

- 有限責任組合法
- 労働基準法
- 消費者保護法
- 公平取引法
- 不動産の譲渡所得に係る所得税制

IV 満腹中国

〇いのはお好き！？～芳しい青白い宝石 臭豆腐(チョウドウフ)～
弁護士 横井 傑

I 中国相談室

北京オフィス顧問 安 然

弁護士 横井 傑

Q: 会社の投資政策の変更により、中国子会社を清算する方針が決まりました。現地法人の解散・清算の大まかな段取りについて教えてください。また、清算にあたって、子会社の全従業員との労働契約を解除する必要がありますが、その際の注意すべき事項を教えてください。

回答:

I. 解散・清算の大きな流れ

中国現地法人の解散・清算においては、実際に解散・清算手続に入る前に現在行っている事業に区切りをつけ、従業員との労働契約の解除を行うのが一般的です。清算の方針が決まってから入念な進行プランを練り、全従業員に対して会社の解散と労働契約解除についての告知することになります。その後、従業員との労働契約の解除、解散に対する現地当局による認可取得、税務調査等が順次行われます。

ケースによって解散・清算手続の進行は千差万別ですが、全手続が終了するまでに1年から数年単位の時間を要するケースも珍しくありません。具体的な解散及び清算のスケジュールは概ね以下のとおりとなります。

項目	内容	時期			
		清算チーム組成前	全従業員への告知前	従業員一斉退職日前	従業員一斉退職日後
①現地法人の実情の把握	・会社の財産・債務の状況の把握 ・清算にあたって支障となり得る法務・財務会計等の問題点の有無の確認	←→			
②タスクの整理・スケジュールの決定等	・退職者へ支払う経済補償金等の清算に必要となる支出の検討、現地法人でキャッシュが不足し得る場合の資金調達方法の検討 ・解散・清算に向けたタスク・スケジュールの整理	←→			
③清算チームの組成	・清算業務のため従業員一斉退職日以降に会社に残存させる従業員(「清算チーム」)の選定 ・清算チームへの内々での打診・説明 ・再雇用条件等の交渉 ・清算チーム用の新労働契約等の作成	←→			
④全従業員への告知に向けた準備	・留意が必要となる従業員の検討 ・退職者へ支払う経済補償金の試算 ・従業員説明会当日のシナリオ、発表原稿及び想定問答集等の作成 ・労働契約解除合意書の作成	←→			

⑤全従業員への告知	全従業員に対する説明			●	
⑥当局への説明	・現地当局への会社の清算・解散方針の説明(※)			↔	
⑦会社の清算方針に関する公開	・必要に応じてプレスリリース ・取引相手への告知・説明			↔	
⑧従業員との労働契約の解約	・従業員との面談及び労働契約解除合意書の締結 ・経済補償金等の支払 ・従業員からの問い合わせ等の対応等(もしあれば)			↔	
⑨解散・清算に関する各種手続	・会社を解散する旨の株主会決議等 ・商務委員会に対する解散認可申請 ・資産処分、債務弁済 ・税務調査の対応			↔	

※⑥当局への説明のタイミングは、案件によって区々であり、上記は一例にすぎないのでこの点留意されたい。

II. 労働関連の注意点

1. 労働契約解除の法的根拠

中国では、日本と同様、従業員との労働契約を会社から一方的に解除・終了させることは一定の事由がある場合にしか認められておりません。このような解除・終了事由は労働契約法に規定されておりますが、そのうち会社の解散の際に根拠になり得る事由には概ね以下のものがあります。

- (i) 会社の提案による合意解除
- (ii) 客観的事項の変化により契約履行が不可能になった場合の予告解除
- (iii) 会社に会社更生、経営上の重大な困難、経営上の理由による人員削減の必要又はその他客観的事項の変化による履行不能があった場合の解除
- (iv) 会社の解散による労働契約の終了

もっとも、上記(ii)乃至(iv)の事由については、法律の条文が曖昧であり、地方法規の規定や現地の労働当局の運用によって適用範囲が大きく変わることがあるので注意が必要です。例えば、(ii)でいう「客観的事項」とはどのような事情なのか、(iv)でいう「会社の解散」とは具体的にどの時点を指すのかについては、しばしば解釈が分かれ問題になります。

このように(ii)乃至(iv)の事由を根拠とする労働契約の解除・終了は、当局との綿密な調整が必要であったり、後の紛争の原因になりやすいことから、解散・清算にあたって労働契約を終了する場合は、(i)合意解除による方法を選択するのが一般的で、その後の手続も(ii)乃至(iv)の方法に比べればスムーズに進むことがあります。

2. 経済補償金

(1) 法定の経済補償金

上記(i)乃至(iv)のいずれの事由に基づく労働契約の解除・終了であっても、会社は従業員に対して法令上経済補償金を支払う義務を負います。

法定の経済補償金は、大まかに言えば、当該従業員の会社における勤続年数に当該従業員の退職前 12 ヶ月の平均月給を乗じた金額になります。もっとも、勤続年数の計算方法や月給の上限・下限については、中央レベルの法令と各地の地方法規において細かな規定があるため、実際に経済補償金を計算するにあたっては、これらの規定を綿密に確認する必要があります。

(2) 任意の金銭補償

また、上記 1 で述べたように個々の従業員との間で合意解除を行う場合、早期合意を図るために法定の経済補償金に加え、別途任意で金銭的補償を行うケースもしばしば見られます。このような金銭的補償は、任意で行うものであるため特に決まった金額の定め方はありませんが、例えば、各従業員の月給の数ヶ月分に相当する金額を追加する方法や、法定の経済補償金に一定の指数を乗じた金銭を支払う例があります。任意の金銭的補償の金額は、個別のケースによって大きく異なるため特に相場のようなものではありませんが、近年の同業他社の先例、近傍の企業の先例等をベースにしながらか検討していく必要がございます。

(3) 特別事情のある従業員への補償

従業員全員に支払う法定の経済補償金や任意の金銭的補償とは別に、特別な事情のある従業員に対して、個別に法令の規定に基づく補償(例えば労災認定を受けている従業員への補助金)や、解散手続を円滑に進めるための任意の補償を行う場合もあります。

3. コンプライアンス上の問題

会社の解散を契機にして、それまで表面化していなかったコンプライアンス上の問題が浮上することがあります。よく見られる問題としては、残業代、社会保険料及び住宅積立金の未払い等が挙げられます。

解散を円滑に進めるためには、全従業員に対して解散・清算の方針を告知する前にこれらの問題をできるだけ会社側で把握し、対応を練る必要があります。もっとも、これらの潜在的な問題点は、本社から派遣されている中国現地法人の経営陣では把握し切れないことから、適宜現地の人事担当者、労働組合幹部、その他会社の内部事情を熟知している古株従業員等を清算チームに誘い、協力を得ることが重要となります。

III. まとめ

以上のとおり、会社の解散・清算は、案件として個別性が強く、また会社の潜在的な問題が次々に表面化する可能性があることから、事前の綿密な検討及びスケジュールリングが重要なポイントとなってきます。一方で、特に従業員への告知日前後は、想定していない問題が突発的に起こることがあり、現場での迅速な対応が必要になります。

したがって、会社の解散・清算にあたっては、会社をよく知る中国現地法人の担当者と本社との連携をしっかりとりながら、問題に即応できる体制を作って手続を進めていく必要があります。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 濱本 浩平

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横井 傑

弁護士 唐沢 晃平

最新中国法令の解説

< 電信業務 >

工業情報化部によるオンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商務)の外資持分比率制限開放に関する通告

[ポイント] 付加価値電信業務のうち、オンラインデータ処理及び取引処理業務(経営類電子商務)に関する外資の持分比率制限を撤廃するものである。これまでは上海自貿区以外の地域においては 50%が上限とされていた(上海自貿区は今年 1 月に撤廃)。本通告では、外商投資電信企業管理規定における外国投資者に対する制限(付加価値電信業務の良好な業績と運営経験)は解除されておらず、また、従前難易度が高かった設立認可の実務に変化があるか等は明らかではなく、今後の動向が注目される。また、本通告については、EC について持分比率制限を撤廃したという評価が見られるものの、他の付加価値電信業務について持分比率の制限を解除するものではないため、経営性インターネット情報サービスに当たる業態の EC については、引き続き 50%が外資持分比率の上限になると思われる。

2015 年 6 月 19 日公布、同日施行(工信部通[2015]196 号)

[原文] [工业和信息化部关于放开在线数据处理与交易处理业务\(经营类电子商务\)外资股比限制的通告](#)

< 価格法 >

国家发展改革委員会による「価格詐欺行為禁止規定」の関連条項の解釈に関する通知

[ポイント] 本通知は、「中華人民共和国価格法」に基づき制定された「価格詐欺行為禁止規定」(日本の景表法上の有利誤認に相当する行為を規制)の一部の内容を明確化するものである。具体的には、「虚構原価」、「価格承諾」といった規定上の用語の意義を明確化し、同時に、価格詐欺行為として規制される典型的な場合及び価格詐欺行為に当たらない例外的場合等を明示している。また、オンライン取引のプラットフォーム自体が価格詐欺行為の主体となりうる場合についても定めている。

2015 年 6 月 15 日公布、同日施行(発改価監[2015]1382 号)

[原文] [国家发展改革委关于《禁止价格欺诈行为的规定》有关条款解释的通知](#)

※< 上記以外の今月のその他の重要な新法令 >

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕

台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<会社法制>

「有限責任組合法」の制定

〔ポイント〕 有限責任組合法の制定により、台湾では初めて「有限責任組合」という新しい事業形態が認められるようになった。同法によれば、有限責任組合とは、営利を目的とし、有限責任組合の債務につき無限責任を負う普通組合員 1 名以上、並びに自己の出資額を限度として有限責任を負う有限組合員 1 名以上から構成される社団法人をいう。出資の種類について、有限組合員は現金または現金以外の財産により出資することができるのに対して、普通組合員は、これらに加えて信用、労務またはその他利益により出資することができる。

有限責任組合の代表者は原則として普通組合員から 1 名選任される。また、有限責任組合の業務執行は、有限責任組合契約に別段の合意がある場合を除き、普通組合員全員の過半数の同意をもって行われ、有限組合員は原則として有限責任組合の経営に関与することができない。有限責任組合という新しい事業形態が認められたことにより、より多様化、柔軟化した経営形態、ビジネスの展開が期待される。

(2015 年 6 月 24 日公布、施行日は行政院が別途定める。)

〔原文〕[有限合夥法](#)

<労働法制>

「労働基準法」の改正

〔ポイント〕 本年 5 月に行われた労働基準法の改正のポイントは、法定労働時間の上限が、改正前の「二週間につき 84 時間」から「一週間につき 40 時間」に改正されたことである。また、使用者の出勤簿保管期間は、改正前の 1 年から 5 年に延長された。改正労働基準法は、2016 年 1 月 1 日より施行される。

(2015 年 6 月 3 日公布、2016 年 1 月 1 日より施行)

〔原文〕[労働基準法](#)

<消費者保護>

「消費者保護法」の改正

〔ポイント〕 今回の消費者保護法の改正内容は、主に①契約約款、②通信販売及び訪問販売、③消費者団体訴訟に関するものであり、全体として消費者保護強化に向けられている。具体的には、①契約約款に関する規定について、i. 消費者の 30 日以内の合理的な約款検討期間の放棄を定める契約約款条項は無効となる、ii. 消費者に対する署名または捺印された契約書の交付義務の追加、iii. 主務官庁が定める「契約約款に記載すべき事項及び記載不可事項」の内容の明確化、iv. 「契約約款に記載すべき事項及び記載不可事項」に違反した場合の行政責任の追加等が行われた。

②通信販売及び訪問販売に関する改正について、i. 重要取引情報の書面表示義務、ii. 商品の性質によっては 7 日のクーリングオフ期間の適用排除を認めたこと、iii. 消費者の契約解除通知を受領してから 15 日以内に商品代金を返還する義務の追加等が行われた。

③消費者団体訴訟について、i. 消費者団体訴訟を提起できる消費者保護団体の資格要件の緩和、ii. 企業の故意または過失による損害に関する懲罰性賠償金の上限の加重などの改正が行われた。

(2015年6月17日公布、第2条10、11号、第18条から19条の2の施行日は行政院が別途定め、その他の条文は同日施行)

[原文][消費者保護法](#)

<独占禁止>

「公平取引法」の改正

[ポイント] 今回の公平取引法の改正により、「反トラストファンド」の設置に関する規定が追加された。改正法によれば、公平取引委員会は制裁金の30%などを財源とし、「反トラストファンド」を設置することができる。「反トラストファンド」は、カルテル行為の摘発の報奨金支給、独禁法関連調査、データベース、研究、教育その他必要な費用に用いられる。

(2015年6月24日公布、同日施行)

[原文][公平交易法](#)

<租税>

不動産の譲渡所得に係る所得税制の改正

[ポイント] 今回の所得税法の改正により、建物・土地の譲渡所得に係る所得税につき、保有年数により異なる税率が設定されることになった。具体的には、台湾に居住する個人が建物・土地を譲渡する場合の税率について、原則として①保有期間が1年以内の場合は45%、②保有期間が1年を超えたが2年以下の場合は35%、③保有期間が2年を超えたが10年以下の場合は20%、④保有期間が10年を超えた場合は15%と設定された。ただし、転勤など特別な事情により保有期間が2年以内で不動産を譲渡する場合は、税率20%が適用される。なお、自己居住用家屋の場合、居住期間6年以上かつ賃貸・営業用ではない等の条件を満たせば、譲渡所得において400万台湾ドル以内の部分は免税となり、400万台湾ドルを超えた部分は税率10%で所得税が徴収される。

一方、台湾に非居住の個人または本社が台湾域外にある企業による台湾の不動産取引の所得税の税率については、①保有期間が1年以内である場合は45%、②保有期間が1年を超えた場合は35%と設定されている。この改正は不動産市場の過熱抑制策の1つと評価されている。

また、上記改正に合わせて、特種貨物及び労務税条例(「ぜいたく税」)に定める不動産取引に関する特種貨物及び労務税の徴収は停止される。

(2015年6月24日公布、2016年1月1日より施行)

[原文][所得税法、特種貨物及勞務稅條例](#)

回 満腹 中国 回

【〇いのはお好き！？～芳しい青白い宝石 臭豆腐(チョウドウフ)～】

弁護士 横井 傑

日本に来たばかりの外国人と打ち解けて、そろそろ仲良くなってくると、いっちょ担いでやろうかなんていうイタズラ心がむくるとき、納豆を薦めてみることもある。大概「おい、なんてことするんだ！」等と言われながら、なんとなく一歩仲良くなれる瞬間である。

日本は納豆に限らず、なれ寿司、奈良漬、くさやと臭い発酵食品の宝庫だが、お隣中国も負けじと臭い臭い発酵食品文化を有している。

代表格は何と言っても臭豆腐(チョウドウフ)だろう。知名度が高いのは一口サイズの揚げた発酵豆腐を楊枝で食べる軽食スタイルで、よく街角の屋台で買い食いしている高校生を目にする。だが、今回は北京のスーパーで見かける瓶詰め臭豆腐(チョウドウフ)をご紹介しようと思う。

瓶詰め臭豆腐(チョウドウフ)は、街角軽食スタイルとは別モノで、むしろ調味料としてお粥にのせたり、饅頭(マントウ)に塗って食べたりする食卓の役者の一人である。実は、沖縄料理にある豆腐よの祖先腐乳(フルー)の一種で、豆腐から作るにもかかわらず、麴による発酵を経て、クリームチーズのようなねっとりとした濃厚な粘り気と乳酸発酵の複雑な香りが何ともクセになる味をしている。

しかし、何と言ってもその名のとおり強烈な臭いが印象的で、揚げずに瓶の中で臭豆腐液に浸かっているだけ街角軽食スタイルなんて目じゃないほど生々しく臭い。

臭豆腐(チョウドウフ)といえば、「嗅ぐと臭く、食べると芳しい」(闻起来臭, 吃起来香)という有名なフレーズがある。いくら臭豆腐(チョウドウフ)好きといえど臭いものは臭いのだが、口にすれば不思議と芳しく感じるようになって美味しいという話のようだ。実はこれは街角軽食スタイルを評した言葉だが、瓶詰めは食べても臭いものは臭い…のは筆者の修行が足りないせいかもしれない(慣れると味は美味しいのだが)。

さて、この瓶詰め臭豆腐(チョウドウフ)、実は中国でも一部の地域でしか知られていない。筆者が独自に聞き取り調査をしたところによれば、北の方の北京人、東北人、内モンゴル人あたりは小さい頃よく食べており、南の方の上海人、江蘇人あたりは存在すら知らない人が多い。

筆者が北京に来たばかりの頃、中国人の友人数名と北京出身の友人のお宅にお邪魔したことがある。北京文化を知りたくてうずうずしていた筆者は、ふと「北京らしい食べ物を教えてくれ」と聞いてみた。すると北京人の友人は、にやりと笑って冷蔵庫から瓶詰め臭豆腐(チョウドウフ)を取り出してきた。瓶が開いた瞬間、筆者とそれから南方人の友人は、思わず真顔になったのを覚えている。瓶詰めでいっちょ担いでやるなら外国人か南方人がオススメである。

ちなみに、この後、「おい、なんてことするんだ！」と手加減も忘れて突っ込んでしまい、果たしてこのとき一歩仲良くなったかどうかは定かでないが、今でも変わらず友人で、今では筆者がこの芳しい青白い塊を進んで食べるようになったところを見ると効果はあったのかもしれない。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟	繆 媛媛
楽 楽	李 彬	鄧 翌雲
屠 錦寧	安 然	
呉 曉青		

CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京オフィス

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>

名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com

北京オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵便番号100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com

上海オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心40階
郵便番号200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza
Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com

ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A
39 Le Duan Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3822-0724(代表)
Email: vietnam@amt-law.com

ジャカルタデスク

(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: +62-21-2978-3888(代表)
Email: jakarta@amt-law.com